

最高裁秘書第2961号

平成30年7月23日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

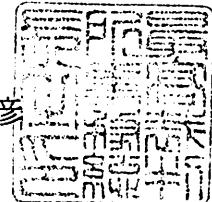
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第26号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成 30 年 7 月 17 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成 30 年 7 月 17 日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、次のとおり主張しているが、当該判断は相当であると考える。

ア 官報に裁決取消訴訟の判決確定の公告が複数掲載されていることに照らすと、他にも開示対象文書が存在するといえる。

イ 最高裁判所において不開示とされた部分の相当部分は、ウェブブログや日本弁護士連合会発行の平成 28 年弁護士懲戒事件議決例集（第 19 集）に掲載されており、慣行として公にされている情報であるといえることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 5 条第 1 号の不開示情報には相当しない。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成 29 年 1 月 1 日以降に最高裁判所が取得した、日弁連の懲戒処分に関する裁決取消訴訟の判決書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示申出に対し、開示対象文書として、「東京高等裁判所が平成29年7月25日に言い渡した裁決取消請求事件の判決書写し」(以下「本件対象文書」という。)を特定した上、平成30年5月15日付けで、一部不開示の判断を行った(以下「原判断」といい、原判断により不開示とした部分を「本件不開示部分」という。)。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア (1)の開示申出を受けて、最高裁判所(司法研修所及び裁判所職員総合研修所を含む。)内を探索したところ、関係部署において、行政訴訟事件の終局報告に関する文書として、下級裁判所から報告を受けた本件対象文書を保有していたが、そのほかに開示対象文書は存在しなかった。なお、同関係部署は、全ての行政訴訟事件について判決書の送付を受けるものではなく、例えば、同事件のうち第一審の弁論終結時に原告に訴訟代理人が選任されていない事件等の判決書は、送付を受けていない。

そうすると、最高裁判所が本件対象文書のほかに開示対象文書を保有していないことが、不合理であるとはいえない。

イ 本件不開示部分のうち、事件番号、口頭弁論終結日の記載、裁判所職員の印影及び裁判官の署名・印影は、法第5条第1号に定める不開示情報に相当し、いずれの情報についても同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。また、本件不開示部分のうち、主文、事実及び理由中の記載についても、一部(官報又は機関雑誌により公表されることとなっており、公表慣行があるとして法第5条第1号ただし書イにより個人識別情報から除かれる部分)を除き、同号の不開示情報に相当する。

苦情申出人が指摘する平成28年弁護士懲戒事件議決例集は、日本弁護士連合会が編集・発行する刊行物であり、日本弁護士連合会懲戒委員会、同綱紀委員会及び同綱紀審査会が、1年間の議決例の中から先例的価値のあるも

のを選択・編集して収録しているものである。また、苦情申出人が指摘するウェブブログは、私的に設けられ、独自の編集に基づいて掲載されるものである。そうすると、これらに掲載されている情報をもって直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものということはできないし、他に公表慣行があると認めるべき事情も見当たらない。

したがって、本件不開示部分は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第2の2に該当する。

（ウ） よって、原判断は相当である。